

令和8年6月定例会 総務委員会（付託）

令和8年6月24日（水）

〔委員会の概要 知事戦略局・企画総務部関係〕

出席委員

委員長	平山	尚道
副委員長	曾根	大志
委員	福山	博史
委員	岡田	理絵
委員	元木	章生
委員	長池	文武
委員	立川	了大
委員	浪越	憲一

議会事務局

議事課長	郡	公美
議事課課長補佐	三木	真由美
議事課係長	若松	章予

説明者職氏名

〔知事戦略局〕

局長	木野内	敦
プロジェクト統括監	福岡	克己
秘書室長	一ノ宮	哲也
外事室長	宮本	英明
政策推進室長	高木	和久
調整室長	山本	雄史

〔企画総務部〕

部長	佐藤	泰司
広域行政担当部長	岡島	啓治
副部長	大西	秀城
参事	山下	義人
次長	内海	はやと
次長（財政課長事務取扱）	布施	貴史
政策企画課長	高木	真郷
政策企画課広域行政室長	三木	啓史
法制監察課長	山崎	弘貴
人事課長	小山	高弘
人事課行政改革室長	吉田	正人

職員厚生課長	北條美也子
総務事務管理課長	戎 弘人
管財課長	千崎 幸代
税務課長	小林 昭仁
市町村課長	西森 修
市町村課地域創生室長	藤川 忠大
情報政策課長	梶葉 圭司
情報政策課行政D X推進担当課長	井藤 正人
統計課長	福田 善仁

〔出納局〕

会計管理者（出納局長兼務）	宮本 孝則
副局長（会計課長事務取扱）	大久保 彰
公共入札検査課長	鈴江 和好
公共入札検査課公共入札担当課長	世直 篤史

【報告事項】

なし

平山尚道委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより知事戦略局・企画総務部関係の審査を行います。

知事戦略局・企画総務部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

佐藤企画総務部長

理事者におきまして、報告すべき事項はございません。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

平山尚道委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

元木章生委員

私からは知事戦略局、徳島県の海外戦略についてお伺いさせていただきたいと思います。

先日、日本文化のPRイベントにおきまして、阿波おどりや人形浄瑠璃の公演や観光PRブースの出展、ユズ、スタチの加工品の販売など、徳島の食や文化を一体的に発信し、徳島ファンの拡大に取り組まれましたが、知事戦略局はどのような役割を果たしたのか、

お伺いいたします。

宮本知事戦略局外事室長

ただいま元木委員より、知事戦略局外事室の役割について御質問を頂きました。

知事戦略局外事室の役割につきましては、様々な部局において海外戦略を進める中で大きく三つございます。

まず、日本国内にある外国の駐日大使館や総領事館、日本国外務省の在外公館をはじめとする関係機関との外交の窓口として顔の見える関係の構築に取り組み、海外情報のタイムリーな入手や海外での事業実施に向けた事前の相談、支援依頼などを行っております。

二つ目としまして、複数の関係部局が連携して事業を実施する際の調整や国際儀礼に関する助言、庁内での活用できそうな海外情報の共有など、庁内他部局が行う海外事業への側面的なフォローを行っております。

三つ目としましてはドイツ・ニーダーザクセン州や韓国・済州特別自治道などの友好都市をはじめとする海外の国、都市との国際交流事業の実施や、駐日大使館をはじめとする外交団等を受け入れる環境づくりなど地方外交を推進しております。

元木章生委員

御答弁にもありましたとおり、本県では韓国・済州特別自治道、ドイツ・ニーダーザクセン州、中国・湖南省、ブラジル・サンパウロ市など、長年にわたり海外自治体との友好交流を積み重ねてこられました。こうした交流は文化や教育、スポーツをはじめ、近年では観光振興、経済交流、人材交流など幅広い分野へと発展しているものと認識いたしております。

一方で、人口減少や国際情勢の変化に加えまして、行政資源に限られる中であって交流事業の成果を県民に分かりやすく示しながら、実効性のある取組を進めていくことも重要だと考えております。

そこで、県の地方外交の実績と執行した予算額、そしてその成果をどのように評価しているのか、お伺いいたします。

宮本知事戦略局外事室長

ただいま元木委員より、海外自治体との交流事業の実績とその成果について御質問を頂きました。

友好都市のドイツ・ニーダーザクセン州や韓国・済州特別自治道といった友好都市との昨年度に実施した交流事業のうち、知事戦略局外事室が所管しているものの実績としましては、ドイツ・ニーダーザクセン州では2件、韓国・済州特別自治道は5件、中国・湖南省は2件、ブラジル・サンパウロ市は1件、タイ・プーケット県は1件となっております。これらの交流で223名の方々が相互に交流を行っています。

このほか他部局においても、友好都市などとの交流事業を実施しているところであります。

また知事戦略局としては、県民の方が海外の方と交流できることが一つの成果であると考えており、例えば済州特別自治道との交流では済州フォーラム2025に徳島少年少女合唱

団を御招待いただき、現地の合唱団と合同公演を行うという、本県の青少年が国際的な経験を積む機会になったところでございます。

ほかにも湖南省との卓球交流による競技力の向上や、ニーダーザクセン州との看護師の交流を通じた両国の課題共有など、幅広い分野で交流の機会を創出することで地域全体の国際化を図っているところでございます。

元木章生委員

223名の相互交流ですとか合唱団の交流等、様々な活動をされているということでございます。

交流事業というのは継続すること自体が目的ではなく、県民や県内企業、社会への具体的な効果をもたらすことが重要であると考えております。

例えば、済州特別自治道との交流による観光客の相互往来、あるいはニーダーザクセン州との環境、再生可能エネルギー分野での連携、サンパウロとの県人会を通じた人的ネットワーク等の構築、さらに湖南省との青少年交流や経済、文化交流など、それぞれの交流先ごとに意義や特徴があると思います。

これらの交流が県内経済、環境振興、人材育成などにどのような成果をもたらしているのか、具体的な事例をお示しいただきたいと思います。

宮本知事戦略局外事室長

友好都市との交流が経済などにどのような効果をもたらしているかという御質問を頂きました。

友好都市との交流は人的交流が中心であり、目に見える形での成果は必ずしもあるわけではございませんが、例えば他部局の事業ではありますが、ニーダーザクセン州ではカヌー交流でニーダーザクセン州を訪問した生徒が世界のトップレベルの選手たちとの交流を行い、その結果、全国大会で準優勝するまでに成長したというような事例がございます。

また、友好都市をはじめとする海外の訪問団が来県する際には、経済的な交流に結びつけるため、その国で事業を行っている県内事業者の訪問や意見交換の場を積極的に設けております。

今後も人的交流を経済や観光の向上に結び付けることを意識して、事業を実施してまいりたいと考えております。

元木章生委員

県民の方々に海外を身近に感じていただくなど、地域全体で国際化を進めていくことの重要性は認識をいたしております。

海外との交流は単なる儀礼的な親善交流にとどまらず、県内企業の海外展開やインバウンドの誘客、若者の国際感覚の醸成など、県政課題の解決につながるものでなければならぬと感じているところでございます。

多くの県民の方々に地方外交が意義のあるものとして実感していただけるよう、これまでに築いてきた友好関係を生かしながら、正にウィン・ウィンの互惠関係を重視した戦略的な自治体交流を推進していただきますよう要望いたします。

続きまして、外郭団体の見直しについて質問させていただきます。

知事所信におきましても、外郭団体の自立を促す観点から補助金の検証を行う旨の発言がございました。また本会議においてもこの問題が取り上げられ、知事から、例えば観光協会への民間人の登用などについての御答弁があったと認識いたしております。

行政ニーズが多様化する中で、外郭団体の在り方を時代に合わせて見直しを図っていくという方向性は理解するところでありますが、個別の議論になりますと改革は多くの困難が伴うものであるとも感じております。

まず、県におきまして、これまで外郭団体の見直しについてどのように取り組んできたのかお伺いいたします。

吉田人事課行政改革室長

ただいま元木委員から、外郭団体の見直しにつきまして、これまでどのように取り組んできたのかという御質問を頂いております。

本県におきましては、平成17年度より3期にわたり外郭団体の見直しの基本方針等を策定し、団体の存在を含めた抜本的な見直しなどに取り組みまして、その中で役職員数でありますとか県補助金、委託金の半減など、経営のスリム化を実現してきたところでございます。

また、平成26年の総務省通知も踏まえ、その後県におきましては、平成28年度に地方創生・経営健全化指針を策定し、各団体と共に経営の健全化と地域の活性化を並行して進めてまいってきたところでございます。

一方で人口減少をはじめ、社会情勢への急激な変化に今後も対応していくためには、更なる不断の行政改革が必要不可欠であると考えております。

そうしたことから、今回外郭団体の見直し、県との役割分担を改めて精査いたしまして、ゼロベースでの見直しを実施するため今回新たな方針を取りまとめたところでございます。

元木章生委員

過去にも大規模な外郭団体の在り方の見直しを行ってきたと承知いたしております。過去の事例も参考にしながら、思い切ったスクラップアンドビルドを進めていただきまして、改革を前に進めていただきたいと思います。

次に、現状におきまして県から補助や、または委託を行っている団体の数ですとか補助金総額等につきまして、お分かりになる範囲で教えていただけたらと思います。

吉田人事課行政改革室長

ただいま元木委員から、外郭団体の見直しの対象となる団体でありますとか補助金の額について御質問を頂いております。

今回、外郭団体の見直しの対象は、まず県からの財政的関与が強い団体といたしまして、県が25%以上を出資又は出えんしている団体、あと県が損失補償を行っている団体、あと地方公社としまして県の住宅供給公社や都市開発公社、またそれらに加えて人的関与の強い団体ということで、県からの派遣職員や県のOB職員が在籍している団体、これらを含めて26団体につきまして、今回の方針に基づく検証、見直しを進めているところでござい

ます。

補助金につきましては、行政改革室で取りまとめたところ、令和6年度の状況でございますけれども、補助金は約15億2,000万円、委託金が約36億5,000万円、先ほど申しました26団体のほうに支出しているところでございます。

元本章生委員

26団体について今回は精査するという御答弁でございました。

一般的なことでございますけれども、補助金とは行政が政策目的の実現のために団体や事業者が行う事業に対して交付する金銭であります。

法的根拠は地方自治法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律などで、事業主体は補助を受ける団体側であります。

一方、委託金とは、行政が本来行うべき事務や事業を外郭団体に実施してもらうために支払う経費で、事業主体は行政となっております。

補助金と委託金を審査する際、補助金については、公益性はあるか、自立性を阻害していないか、長年同額交付が続いていないかなどについて、委託金につきましては、随意契約の妥当性や民間参入の余地がないか、あるいは積算根拠は適正かなどを確認する必要があります。

外郭団体全般に関しましては、県職員OBの再就職状況以外でも、人件費比率や県への依存度、経営の健全性を確認することが重要とされているところでございます。

今回策定された方針では、この26団体について事業・外郭団体の必要性や事業手法・事業運営の効率性、さらには行政関与、補助・委託等の妥当性という三つの視点から在り方の見直しを進めるという説明を頂いているところでございます。

各部局において精査するに当たりまして、各部局それぞれ一定の合理性の下で事業を進めておられますので、補助金の削減や事業、団体の統廃合を提案してくる部局というのはなかなか多くないのではないかと、さらに近年は物価高ですとか資材の高騰や、あるいは燃費価格の高騰など様々な要因もございますので、各団体も厳しい財政事情の中で身を切る改革を進めていくというのは、かなり困難も伴うのかなと感じているところでございます。

つきましては、具体的にどのような基準や指標を用いて補助金の検証を行うのか、費用対効果の手法についても併せて伺いたいと思います。

吉田人事課行政改革室長

ただいま元木委員から、外郭団体への補助金の検討につきまして、どのように進めているのかという御質問を頂いております。

今回の外郭団体の見直しにつきましては、外郭団体と県との役割分担を改めて精査し、社会情勢が変化していく中におきましても将来にわたって質の高い行政サービスを提供していくため実施していくものと認識しております。

事前委員会でも報告いたしました外郭団体の見直し方針におけます三つの視点の一つとしまして、行政の関与、補助・委託等の妥当性を検証することとしております。

特に外郭団体への補助金につきましては、県からの補助金に過度に依存していないか、また補助を前提とした経営になっていないか、また自主財源の確保など自立に向けた最大

限の経営努力がなされているか、こういった基準に基づきまして、先ほどお話にありました費用対効果の観点を含めた見直しを、今後実施していくこととしています。

外郭団体にはそれぞれ多様な設立目的や特性もありますので、全ての団体に対して一律の形で補助金の検証を進めていくというところはまだ、なかなか難しいところもございますけれども、今後は各団体所管課におきまして、今回お示ししました見直し方針に基づき、それぞれの団体の特性に応じた実効性のある検証を進めまして、今後次年度予算に向けて反映できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

元本章生委員

見直しの対象となる団体は株式会社や一般財団法人、公益財団法人、社会福祉法人、公社と多岐にわたっておりますけれども、それぞれの団体の設立形態によりまして、県からの支援の在り方を考える際の指標も異なってくると思われます。

各団体の設立目的をしっかりと精査していただきまして、多くの県民ニーズに即応した形で事業が効果的になされているか否かを分析した上で、必要な見直しに取り組んでいただきたいと思います。

一方、各団体側からすると、金銭面や人的な支援は手厚いほど良いという立場であろうかと思っておりますので、そこは金銭的、そして人的な資源を供給している県側で必要な精査や評価を行い、今後の方針に沿いながら客観的な指標に基づいた判断を求められると考えております。

今後の見直しの進め方でありまして、現在の地方創生・経営健全化指針の対象期間が今年度で終わることから、令和9年度からの新たな指針策定に向けて取り組むとのこととなります。

今回の見直しが机上の空論に終わることのないよう各部局との連携を密にしながら、正に、我々議員もよく言われることですがトンボの目、トンボの目というのは外郭団体全体の状況を監視すること、そしてウサギの耳、各団体の意見をよく聞くこと、そしてアリの足、担当職員が現場にまず足を運んで実情を把握すること、そしてさらには魚の目、時代の潮流を読むこと、この精神で各団体の実態を把握した上での精査をお願いしたいと思います。

つきましては、各担当部局としての今年度の具体的な行動スケジュールについて教えていただきたいと思います。

吉田人事課行政改革室長

ただいま元木委員から、外郭団体の見直しについての今後の進め方ということで御質問を頂いております。

まず、本年4月に外郭団体見直し推進会議を開催いたしまして、全庁的な検討体制を構築したところでございます。

現在、外郭団体ごとに今回の見直し方針に掲げました三つの視点に基づきまして、現状の分析や課題、県との役割分担の精査など、検証作業を現在進めているところでございます。

今後は行政改革室におきまして、各部局へのヒアリングなども実施いたしまして、全庁

的な進捗管理でありますとか部局間の横の調整なども図りながら、団体ごとの見直しの方向性について取りまとめを進めまして、可能なものから具体的な見直しに着手していけたらと考えているところでございます。

また、現行の地方創生・経営健全化指針につきましても、対象期間は令和8年度までとなっておりますので、令和9年度からの新たな指針の策定に向けましても、並行して進めてまいります。

岡田理絵委員

ネクスト・トクシマスタイルプロモーション事業というのが、知事戦略局さんから出されている今年度の事業であるんですけど、具体的にどこで何をするという計画は決まっているんですか。

山本知事戦略局調整室長

ただいま岡田委員より、ネクスト・トクシマスタイルプロモーション事業についての御質問を頂きました。

本事業は首都圏や関西圏をはじめとする全国をフィールドに、大型サイネージや交通広告等、多様な媒体を複合的に活用した戦略的なプロモーションを展開することで、認知から関心、そして移住や観光といった選択へとつながる行動変容を創出し、本県の認知度向上と関係人口の拡大を図るものです。

具体的には、首都圏、関西圏等においてSNS等のインターネットに加え、マスメディア、駅、電車、大型ビジョンなどの屋外広告を最大限に活用したプロモーション、それから大型連休や阿波おどりなどの大規模イベント開催時など、来県者が増加する好機を捉えたタイムリーなプロモーション、本県の施策や魅力、知事対談などについて、デジタルネイティブ層をターゲットとしたYouTubeやInstagramなどSNSを活用したプロモーションを強力に推進するものでございます。

岡田理絵委員

事業費の内訳を見たら委託料と事務費ということで、多分どこかに委託されるという話で進められている予算だと思うんですけど、昨年度、令和7年度においても徳島で休んでく？とか、羽田空港のモノレールのところで徳島県が車内広告をジャックしてというような徳島県のPRをされていたんですけど、突然されるよりは事前にこんなのをしますよとか、例えば今言われたようなその時期にしますよ、というようなのを。まあ突然にしたほうが……。ただ、私たちは全然知らない話になっていて、だからお金の使われ方とか、大体委託されているから詳細はという話なのかもしれないんですけど。

でも、どこに何がどれくらい掛かっているという費用は、ある程度見える化をしてもらわないと予算を認める私たちとしては、当初予算なのであれなんですけど、後々になって、それと比較するものがどういうのかというところで、どんなのがどれくらい掛かっているみたいな対比をするものも、それが良いとしても、その費用はそこまで掛かりますかというチェックを入れるのが私たちの仕事ですので、その部分のチェックができるような部分も提示していただけたら有り難いと思うんですけど、いかがですか。

山本知事戦略局調整室長

委員御指摘のとおり、費用対効果の説明、事前の周知というのは重要かと思いますので、そういったものが説明できるように執行段階で留意してまいりたいと思います。

岡田理絵委員

是非お願いします。

それと、こういうふうにアップしていますという分に関しても、羽田空港でやっていたモノレールのところの分にしても、徳島県しか見えないんです。あそこはほかの市町村との対比になってくるから、徳島県は何を売りたいかという部分が見える化してもらうなり、あそこに出すことが目的ではなくて、あそこに出すからこそ徳島の認知度を上げて、徳島に行きたいと思ってもらえるものであったり、徳島に行かなくては食べられないのだったら行かなくてはと思ってくれる、もう一つ先のモチベーションを動かすようなものであるべきだと個人的には思います。

そこを見て徳島県があるんだではなくて、徳島県に行くというところが多分狙いだと思うので、是非そこにもう一步踏み込めるような広告を出してもらって、それが徳島への誘客につながるように。また、県民の皆さんにも徳島はこんなのをしているんですよというところを、何かの折に何かの広報か県のSNSかではアップはされていたとは思いますが、それは県民の皆様全員が見ているものではないので、もう少しみんなが分かるようなメディアに露出してもらえる企画なりをして、例えば取材してもらえるような、こんなのを徳島はしていますよみたいな、みんなの目に触れるチャンスは是非もう一つ作ってもらいたいなと思います。

結局驚かすことが目的ではなくて、そこで認知してもらって徳島に来てもらうことが目的だし、徳島に住んでいる方たちも、そういうことによって、皆さんとの交流人口が増えてたくさん人が来てくれて、徳島すごいな、面白いなと言ってくれることでモチベーションも上がっていくと思いますので、そのあたりをもう一工夫というか、踏み込んだ徳島の意向が伝わるようなものに是非していただくようお願いしたいと思います。

もう一つ、それでいくなら、すだちくんがあるんですけど、すだちくんはいろんな使う用途に応じて使えますよというのがあって、すだちくんとコラボした商品を作れますよとか、すだちくんとコラボしたマークも作れますよというんですけど、実際それをしたいと思っても申請する窓口が知事部局ですと言われただけで、どこですかという話で、そこも見える化ができていないので、具体的にここに申し込みしてくださいねというようなところを、県民の皆様、また県外の事業者さんでもいいんですけど、分かるような取組を是非してほしいと思うんですけど、いかがですか。

山本知事戦略局調整室長

ただいま、すだちくんの利用に関しての御質問を頂きました。

すだちくんは平成5年の東四国国体において徳島県マスコットとして誕生して以来、30年以上にわたり活躍し、広く県民の皆様にあいわれています。

これまで県内外での各種イベントへの出演や、フォロワー数合計2万人を超えるすだち

くん公式SNSを活用した情報発信を通じ、本県の認知度向上やブランドイメージの向上に向け活用しております。

御質問のすだちくんの利用申請の窓口については知事戦略局となっており、申請手続きと併せて県ホームページで掲載しているところですが、御指摘のような意見を踏まえまして、これらの案内を分かりやすい表示に改めてまいりたいと考えております。

それから、皆さんがもっと利用しやすいような工夫というところですが、申請手続きにつきましては電子メールでのやり取りで申請から承認まで完結させており、おおむね1週間程度で利用承認をしております。審査期間の短縮化も行っております。

また、利用要件につきましては、当初は公的使用に限定しておりましたが、本県の魅力発信と県民の皆様や企業の方々の活用を促進するため、平成21年に有償での商業利用を解禁し、さらに平成25年からは事前承認により営利目的の使用についても無償とするなど、要件緩和を重ねてきたところです。

この結果、キーホルダーやぬいぐるみといったグッズ開発や食べ物、商品パッケージでの活用も広がり、令和7年度の利用承認実績は130件となっております。

委員の御指摘を受けまして、すだちくんを使ってみたいと思った方が利用を躊躇することがないように、また更なる活用を推進していくため、よくある問合せや活用事例を更に紹介するなど、創意工夫に努めてまいります。

岡田理絵委員

すだちくんのグッズをとった方が是非使いやすく、作りやすくなるように。それと、すだちくんとコラボした企業さんとかでも、すだちくんとコラボさせて自分のところのマークを作りたいとか、幼稚園とか、いろんな取組とかで私が聞いているのは、皆さんそう思うけど、でもすだちくんは敷居が高かったんではないかと思われているので、説明いただいたように、実際皆さんに身近になるように、それとやり取りが簡単になるように是非お願いしたいと思います。

それで、今度その中で徳島県では、2027年はワールドマスタースゲームズがあつたり、そしてもう一つ、愛媛県で自転車の大会Velo-city2027Ehimeもあります。またオロナミンC球場ができたり、大鳴門橋自転車道ができたりというところで、いろんな徳島県の事業がずっと重なってきていますし、またマラソンもあつたりもしますので、そのところでもコラボできるようにとか。

ワールドマスタースゲームズのキャラクターはいるんですけど、あれは多分ワールドマスタースゲームズの縛りがあって勝手に使えないと思うので、それならば徳島のおもてなしをするすだちくんとして、ワールドマスタースゲームズの各会場で、徳島県内で鳴門ならゴルフ、サーフィンしているとかボーリングしているというすだちくんがお出迎えするのは、それは勝手ではないけど、県が許可すれば大丈夫ではないかと思しますので、地元の方たちを盛り上げていく一つのツールとして是非活用できるようなものを考えてもらいたいというのが一つのお願いです。

そうすることによって、地元の小学校の子とか老人会とか婦人会の方たちが応援に行ったときに、グッズを持っていきなり旗にするのか、それはどうなるかは別としても、そういう親しみのあるすだちくんを使って、さらにワールドマスタースゲームズに来た海外か

らの選手、また国内から来られた選手を応援できるような環境づくりのおもてなし、応援というところにつなげてもらえたらなと思うんですけど、いかがですか。

山本知事戦略局調整室長

ただいま、大型イベント等でのすだちくんの連携というようなところを御質問いただきました。

県関係の大型イベントにおけるすだちくんの活用につきまして、例えば昨年度では徳島ヴォルティスや徳島インディゴソックスの県民デー、食育推進大会やI S T Sといったイベントへ出演し、本県の魅力発信に努めてまいりました。こうしたもので年間100件程度の出動がございます。

今後につきましても、国内外から多くの参加者や観客が訪れる様々なイベントにおいて、主催者や関係団体等と連携し、すだちくんを通じて徳島の魅力を力強く発信してまいりたいと考えております。

一般の皆様や企業の皆様への活用促進につきましても、先ほど説明したようにイラスト利用の具体的な手続や活用事例をより一層分かりやすくお示しすることで、利用に係る心理的なハードルの低減を図って、民間活力による魅力的なコラボグッズ開発、PR資材での活用を促進してまいりたいと考えております。

また、すだちくんを見れば徳島とインプットできるような取組という点では、すだちくんの知名度は一定程度あるとは思いますが、全国の人にとってはまだまだすだちくと徳島の結び付きが低いというようなところがあるかと思えます。

そのため、委員御提案の全国レベルのスポーツ大会、それから観光PRなどの各種イベントとの連携、出演などで徳島の顔として印象付けることが一つの有効策と考えております。

現在でも県内のイベントに加えまして、東京都内の阿波おどりや徳島県フェアなどにすだちくんを派遣してPRしているところですが、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

岡田理絵委員

是非よろしく願いしたいと思えます。

すだちくんは30年以上にわたって徳島のマスコットとして県内の皆様方には割と知られていますけど、そもそもスダチを知らない人にすだちくんを言うと顔色の悪いユズとかいうような話になるので、ただ徳島としたらユズも売っているんで、これはスダチでユズはまた別のバージョンがありますという話なんです。その部分ですだちくんが頑張ってくることによって徳島のスダチというものがメジャーデビュー、更に認知度が高まってく我想います。そうなることですだちくんイコール徳島となると、スダチが徳島のものというふうになって、従来やっているカボスとのバーサスというのにも勝ち抜けるかなと思えます。

みんなに愛されているキャラクターであるがゆえに、もう少し皆さんに大事にもらって親しんでもらって、さらに世界中の人たちにも知ってもらえるというタイミングが今度やってきますので、そこでうまく活用して、スダチを世界デビューさせてもらって、

国際宇宙博では宇宙に行っているんで、今度は宇宙ではなくて地球を回ってもらえるようなすだちくんには是非してもらえたらなとお願いして終わります。

立川了大委員

まず、知事戦略局にお伺いします。事前でもお伺いした流れにはなっていくんですけど、展覧会中止の件です。

5月29日に展覧会中止の連絡を港湾政策課から受けた。誰がその連絡を受けたのか、受けた時間、受けた方法を教えてください。

その後、課内共有されたということでしたが、どのように共有したのか、お答えください。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

立川委員から、展覧会中止要請に係る流れということと、知事戦略局内での共有の状況という2点、御質問いただいたところでございます。

まず1点目、連絡につきましては港湾政策課の村上課長から15時45分ごろ、私に電話で知事への報告内容を報告いただいたというところでございます。

あとは局内での共有でございますけれども、私が口頭で局内共有したというところでございます。

立川了大委員

次に、6月9日の知事の会見時に、知事が、自分はその週は出張が多かったんで5月29日当日に電話で報告を受けたのみ、その後具体的に聞いてみると、県土整備部の判断は正しかったなと思うに至ったと述べられています。

この一連の県の対応につきましては、石上氏やメディアから大きく疑いを持たれ、指摘もされて、私からも本会議で具体的に質問させていただきました。

こういった場合、役所といいますか、自治体といいますか、弁護士等の法律の専門家にリーガルチェックをしてもらい、本当に問題がないんだろうかと検証するのが通常だと思っています。

会見でもありましたけれども、知事が正しかったと判断するに至ったのは、その後、具体的に聞いてみるととあるんですが、知事は誰から具体的に聞いたのか、これが1点です。

また、知事が具体的な説明を聞かれた際に知事戦略局は同席されたのか、お答えください。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

委員から2点ほど御質問を頂いたところでございます。

1点目、知事は誰からというところでございます。

これにつきましては政策監から知事に電話で報告があったと聞いてございます。

同席でございますけれども、電話連絡でございますので、その場には知事戦略局については誰も同席をしておりません。

立川了大委員

政策監は知事に報告したとなってますけど、知事はその後、具体的に聞いてみると県土整備部の判断は正しかったなと思うに至ったと述べられているので、その後に誰から聞いたのかを聞いていますので、そこをお答えください。これも朝田政策監なら朝田政策監と答えていただけたらいいんですけど、教えてください。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

委員から5月29日以降、知事は誰からというところでございますけれども、これにつきましてはその後、県土整備部から報告を受けた私が知事に、日々コミュニケーションを取っておりますので、その際に伝えたという形でございます。

立川了大委員

一連の報告を受けて、課内共有して、知事にも御説明をされた。この流れの中で、前段でも申しましたけれども、リーガルチェックというのを報告を受けた以降に局としてされたのか。

リーガルチェックをされたんだったら法律関係者への相談、検証の実績を、日時とか、対面だったのか書面だったのかとか、具体的に教えてください。リーガルチェックをされていないのであったら、ないと言ってください。お願いします。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

委員からリーガルチェックの部分についてというところでございます。

この案件につきましては、港湾管理者たる県土整備部が適切に判断したというところまででございます。

立川了大委員

それは知事戦略局としてリーガルチェックは必要ないという判断になったんですか。お答えください。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

リーガルチェックにつきまして御質問を頂いております。

これにつきましては港湾管理者たる県土整備部が適切に判断したという認識でございます。

立川了大委員

多分、同じお答えだと思うので、ここでやめておきます。

そうしたら次、外郭団体の見直しの件でお伺いします。

最初の元木委員の質疑の中で、今回見直しの対象となる団体が26団体だということは答弁で分かったんですけども、今回の見直し方針、事前に提出されている資料を見ますと外郭団体数というのは、グラフが付いてはいますけれども、24団体となっております。

県のホームページの中に外郭団体というか、行政連携団体一覧というのがありまして、

令和 7 年 4 月 1 日現在で 24 団体あります。

でも元木委員への答弁で 26 団体ということなので数が合わないんですけれども、行政連携団体一覧以外で、どの団体が対象になっているのか教えてください。

吉田人事課行政改革室長

ただいま立川委員から、外郭団体の見直しの対象となる団体につきまして御質問を頂いております。

先ほど話にもありました行政連携団体につきましては、現時点令和 8 年の段階では 23 団体となっていてございます。それに加えて、人的関与の強い団体ということで 3 団体を追加しております。具体的には県のスポーツ協会、社会福祉法人徳島県社会福祉協議会、公益社団法人徳島県産業国際化支援機構、それらを加えて 26 団体としていてございます。

立川了大委員

そうすると、平成 28 年から県が作成しています第 1 期から第 3 期の地方創生・経営健全化指針を拝見しますと、そこには今おっしゃったスポーツ協会とか社会福祉協議会は含まれてはいませんでした。

今まで含まれてはいなかったんですけれども、なぜこの度の見直しで含まれることになったのか、産業国際化支援機構というのは 2 年前、2024 年にできているので含まれていないというのは分かるんですけど、なぜ含まれることになったのか、なぜこの 3 団体を選定したのか、その理由をお示してください。

吉田人事課行政改革室長

外郭団体の見直しに当たりましては、県からの財政的関与の強い団体に加えて、人的関与の強い団体ということで、先ほどの 3 団体を加えております。

ただ、3 団体とは言ったのですが、それ以外にも財政的関与もあるし、人的関与の強い団体ございまして、それが重なっている団体が 9 団体ほどございます。

人的関与の強い団体ということで県からの派遣職員が 5 名以上、OB も含めてなんですが、そういった団体が 9 団体ございまして、その 9 団体の中には財政的関与の強い団体 23 団体と重なっている部分がございます。その中で重なっていない団体として先ほどの 3 団体を付け加えたというところでございます。

人的関与が強い団体、財政的関与の強い団体につきましては、県で行政連携団体として行政と一緒に取組んでいく必要があると思っておりますので、そういう中で県の人的関与、財政的関与強い団体、それぞれ含めまして今回見直しの対象としたところでございます。

立川了大委員

人的関与が強いとか、財政関与がという理由をおっしゃられるのだけれども、そういうところが 9 団体あるとか、非常に分かりにくいんです。事前に頂いた資料だけ見ていると 24 団体だと思ってしまうんです。

教えていただきたいんですけども、職員の方を派遣するに当たって、法令、条例、この下に公益的法人等への職員の派遣等に関する規則というのがございます。この規則の中に、要は職員を派遣できる団体先というのが記載されています。

これは直近、去年、令和7年5月16日が最新になっているんですけど、その中を見ると別表第1の公益法人は77団体、これは1個ずつ数字を打って数えていったので間違っていないと思うんですけど、それと別表第2の特定法人が1社、なので78団体あります。

それで、先ほど室長が言われた9団体と一緒にどうか分からないんですけど、行政連携団体一覧と公益的法人等への職員の派遣等に関する規則で記載されている団体の、重複しているのをチェックすると、ここに含まない団体が九つありました。

先ほど室長がおっしゃった9団体なのかなと思うんですけども、いずれにせよ別表第1、第2と、これに含まれない9団体を入れると87団体になるんですけども、これがいわゆる県外郭団体の総数なんでしょうか。お答えください。

吉田人事課行政改革室長

外郭団体につきましては、決まった定義というのは基本的にないものと認識しております、それぞれの国とか県において団体の定義を行っているものと認識しております。

その中で、県におきましては先ほど財政的関与の強い団体ということで申し上げました県からの出資が25%以上である団体でありますとか、県から損失補償を行っている団体、あとは地方公社、これらを財政的関与の強い団体ということで定めまして今回、見直しの対象としたところであります。

それらに加えて、県から人的派遣を行っている団体につきましても見直しをする必要があるだろうということで、今回見直しを行っているところでございます。

ですので、県の外郭団体が幾つあるのかというところは、すみません、今は手元に数字はございません。

立川了大委員

今日いきなり数字を聞いたので、また分かるのであったら教えてもらいたいですけど、要はたくさんあるんですよ。

外郭団体といっても行政連携団体と書いてあるところもあれば、公益的法人等への職員の派遣等に関する規則を見たら、ここだけで78団体ぐらいあるんです。

なので今回、見直し対象が26団体ということなので、少なくともここにあるところ、87団体というのが分かるので、見直し対象となった26団体以外の団体がなぜ見直し対象にならなかったのか理由を聞きたいなと思ったんですが、これを今聞いても分からないと思うので、また資料の提出を求めているとおきたいと思いますので、それをください。お願いします。

次に、見直し方針の中で、専門人材、プロ人材というのが出てくるんですけども、実際この専門人材、プロ人材というのは具体的に何を指すのか、また選定基準というのが明文化されているのか教えてください。

吉田人事課行政改革室長

立川委員から、今回の見直しに当たっての専門人材、プロ人材の活用ということで御質問を頂いております。

特に、外郭団体における専門人材、プロ人材という明確な基準があるわけではないんですけれども、外郭団体につきましては、公共性とか企業性を併せ持ち民間の資金やノウハウを活用するための手法の一つということで、外郭団体が行政の機能を補完、代替する役割を果たしてきているということで認識をしております。

今後、行政のニーズの多様化とか社会情勢が大きく変化していく中で、こうしたニーズに対応していくためには、行政だけではなくて民間企業のノウハウとか知見を生かすためには民間の専門人材、プロ人材を活用することが重要であると考えております。

特にこういった基準というのは、具体的にはないんですけれども、各団体それぞれ設立目的でありますとか特性が異なっておりますので、その中で各団体において必要であると認める専門人材、そういった専門人材の知見も十分活用しながら、今回団体の見直しを進めていけたらと考えているところでございます。

立川了大委員

あやふやなんですよ、専門人材、プロ人材。レベルもあるし、実績もあるし、ある程度の定義というか選定基準がないと、この人は専門家ですと紹介されても、どのレベルの専門家なのか分からないし、どんな実績なのか分からないし、言うのは簡単です。ちょっとかじって触っていたら、1年でも経験したら専門家なので、プロなのと言えると思う。嘘でもない。かじっていたら。

でもそれを、よく考えてくださいよ。説明しなければいけないんですよ、県民の方に。きちんと納得いただけるように。

だから、選定基準を明文化というか、ある程度のものは作っておかないと、あやふやな基準で専門人材とかプロ人材という言葉だけでやっていたら、県民の方に説明できないと思うので、意見の一つとして申し上げております。

次にいきます。

見直し方針の中に、令和8年度早期に具体的な見直しを実施とあります。令和8年度早期、今なんですけれども、既に何かを実施されたところはあるのか、あるのであれば、どの団体でどのような内容か、具体的に御説明ください。

吉田人事課行政改革室長

立川委員から、既に外郭見直しを実施されている団体があるのかといった御質問を頂いております。

これまでの、今回の議会におきましても知事が答弁されましたように、まず一つの例としましては、県の観光協会におきましては外部のプロ人材を活用いたしまして、独自の人脈でありますとか事業手法によるコストの縮減やプロモーションを実現した事例がございまして、民間ならではの柔軟な発想に加えまして、幅広い人的ネットワークや経営感覚を取り入れるということで実績を上げているといった状況もございます。

あと、ほかの団体におきましても、こうした取組を現在、横展開を図っているところでございますので、具体的にはまだ十分に承知していないところもあるんですけれども、既

に団体においては、そうした民間人材を取り入れている事例もあるということで認識をしております。

立川了大委員

分かりました。

今、おっしゃっていた団体以外というのは今のところ特にありませんか。なかったらなかったで、ないとおっしゃってくれたらいいですけど、今おっしゃっていた団体以外であるのか、ないのか、教えてください。

吉田人事課行政改革室長

一つ、先ほどの観光協会以外の例ということでございますけれども、公益社団法人徳島県産業国際化支援機構においては、外部の人材を登用しているということで伺っております。

立川了大委員

次に、4月17日に知事の記者会見がございました。その中で報道記者さんがこうお伺いしています。外郭団体についてなんですけれども、知事が具体的に今ある外郭団体に対して、特定の団体に対して知事が今、見直すべきだと思っている団体があれば、ここはコピーが飛んでいるんですけど、要はどの団体ですかみたいな質問があって、知事が全てですと、全ての団体と定款を見てもらったらいいますねとお答えされているんですけど、知事がおっしゃっている全てですというのは、何団体になるんでしょうか。

吉田人事課行政改革室長

先ほど、立川委員からありました、全ての団体ということでございます。

知事がおっしゃった全てがどこまで入るかというのは、正直分らない部分もあるんですけど、今回知事との話の中で外郭団体の見直しを進めているのは、先ほど説明しました26団体と認識しておりますので、今回の全てというのは26団体であると我々は認識しております。

立川了大委員

分かりました。

これも同じく会見の中で、我々が指定管理も含めて税金出しているのに、それを我々が管理しようとしても理事会で何か勝手に決めてしまえるような、そういうものになっているんですよとおっしゃっております。

税金出しているのに、それを我々が管理しようとしてもとあるんですけども、これは何を管理するのか教えていただきたい。知事の言うということは、県が言うということなので、県が言う管理とは具体的に何を指すのか教えてください。

吉田人事課行政改革室長

ただいま立川委員から、外郭団体への管理ということで御質問を頂いております。

外郭団体につきましては県から様々な形で、補助金でありますとか、委託金でありますとか、あと県からの人的派遣も行っているところでございます。

その中で県と外郭団体につきましては、密接に連携して事業を進めていくことが必要であると考えているところでございます。

基本的に法人につきましては、独立した法人ではございますけれども、県からこういった財政的支援とか人的支援を行っておりますので一定の関与はするべきであると、そういったことは総務省の通知、指針の中にも書かれているところでございますので、そういった指針の中に書いてあるようなことに基づきまして、一定の管理をすることは必要であると認識しております。

立川了大委員

次に、理事会で何か勝手に決めてしまえるともあります。これはどの団体のことを言われているのか分からないけど、理事会決議のことを指しての発言だと思います。

この度の見直し対象となっている26団体の外郭団体の中で、理事会や評議委員会が行う意思決定に対して県が関与できる団体があるのか、また関与できるとすれば、どの団体で、どの範囲まで関与できると考えているのか、法的根拠を示してお答えください。

吉田人事課行政改革室長

県から外郭団体への関与について、立川委員から御質問を頂いております。

一つ例を示しますと、例えばですけども外郭団体の理事長の任命権でいきますと、法律に基づいて知事に任命権が明記されているケースといたしまして、住宅供給公社でありますとか土地開発公社につきましては、設立根拠法に基づきまして知事が理事長を任命するとされているところでございます。

ただ、公益財団法人などのケースにつきましては、それぞれの法律に基づき、理事の選任につきましては評議委員会で行われまして、その理事の中から理事会において理事長を選定するという仕組みとなっております。直接的な知事の任命権というのはないものと認識しております。

一方で、先ほどの話にありましたように外郭団体には県の出資金とか補助金とかも投入されておりますので、総務省の指針の中におきましても、こういった役職員の選任につきましては職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材の積極的な登用に努めることが必要であるというようなことも書かれているところでございます。

そういった形で、県からの関与につきまして、一定の関与は必要であると認識しております。

立川了大委員

次に、これも会見の中で、もし抵抗勢力がいるのであれば徹底的に戦いたいと思っておりますと知事がおっしゃっています。

知事が言う抵抗勢力とは具体的に何を指しているのか、また徹底的に戦うというのは、具体的にどのような対応を意味するのか、例えば補助金の見直しだったり人事の見直しと

か、委託契約や指定管理の見直しとか組織改編など、具体的に挙げてお答えください。

吉田人事課行政改革室長

ただいま立川委員から、抵抗勢力などに関する御質問を頂いております。

まず、外郭団体につきましては、県の行政の円滑な推進に向けて多様な事業主体との連携でありますとか分担による効果的な事業展開を実施するために不可欠な団体であると認識しておりまして、公共性や公益性の高い事業の効果的な実施によりまして、それぞれの立場から、これまでも多大な貢献をいただいているということで認識をしているところでございます。

一方で今後、行政ニーズが複雑多様化する中で、また県組織を取り巻く環境も大きく変化していく中で、将来にわたりまして質の高い行政サービスを県民の皆様提供していくためには不断の行政改革の取組が不可欠であると認識をしております。

今後も引き続き団体を所管する部局と連携・協力の下で、この度取りまとめました外郭団体見直し方針に基づきまして、しっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

立川了大委員

次に佐藤部長にお伺いします。

知事が、もし抵抗勢力がいるのであれば徹底的に戦いたいと思っていますとおっしゃっているのですけれども、観光スポーツ文化部として、現在そのような抵抗勢力が存在すると認識しているのか、これが1点です。

また、外郭団体や公益法人の理事会、評議委員会が関係法令や定款に基づき行った意思決定について県の意向と異なる判断になった場合、その異なった判断であるということを理由に抵抗勢力だと評価することはあるのか、お答えください。

吉田人事課行政改革室長

先ほどの立川委員からの御質問にお答えいたします。

まず外郭団体につきましては、独立した法人でございますので、その意思決定につきましては関係法令や定款等に基づきまして各団体の下で適切に行われるべきものであると認識しております。

県といたしましても、この度の見直しに当たりましては、各団体の意見なども所管部局を通じて丁寧に聞きながら、所管部局、関係団体と連携・協力の下で、この度取りまとめました見直し方針に基づきまして、しっかりと取組を進めたいと考えているところでございます。

立川了大委員

1点だけはつきり答えてください。

法令関係や定款に基づき行った意思決定、これが県の意向と異なる判断であったとして、それを理由に抵抗勢力だと評価することはありますか、ありませんか、お答えください。

吉田人事課行政改革室長

ただいまの立川委員の御質問にお答えいたします。

まず外郭団体につきましては、先ほどもお話をしましたように独立した法人でありまして、その意思決定につきましては、関係法令や定款に基づいて各団体の下で適切に行われるべきものであると認識をしております。

県としましても、そうした県の方針と違った意見について、そういったところもあると思いますけれども、関係する所属の部局も通じて、団体のほうからも丁寧に意見を聞きながら、連携・協力の下で見直しを進めてまいりたいと考えております。

立川了大委員

これも会見の中で、同時に外郭団体が我々県、行政、知事の考え方と反対のことをやれてしまうような、今現にそういうことができちゃうんですよ。そういうことも変えなきゃいけないよね。だからそこを今正に新しいチームを作って見直しをさせていただいているということですね。とおっしゃっております。

そこでお伺いします。

県行政、知事の考え方と反対のことをした外郭団体は現時点でありますか。あるのだったら何団体か教えてください。

また、知事がおっしゃる反対のこととは具体的に何を指しているのか教えてください。

加えて、そういうことも変えなきゃというのは、何のどの部分を変えるのか、具体的に根拠も添えて教えてください。

吉田人事課行政改革室長

ただいまの立川委員からの御質問にお答えいたします。

団体において県と反対のことを意思決定されたときにどうするかという御質問だと思っております。

こちらにつきましても、外郭団体につきましては、県とは独立した法人でございますので、県におきましても今回の見直しに当たりましては、そうした意見も十分聞きながら丁寧に見直しを進めていきたいと考えているところでございます。

立川了大委員

今時点で反対のことをされたような団体はないという認識でよろしいでしょうか。

吉田人事課行政改革室長

立川委員の御質問にお答えいたします。

現時点でそうした話は特に聞いてはございません。

立川了大委員

分かりました。ありがとうございます。

残り5分で、時間があつたらこれを聞こうと思っていて、今いろいろ聞かせていただいたのですが、知事の記者会見の中でも有益な情報があつたので、そこをお伺いさせていただきたいと思います。

僕はほかの県の知事さんにもちょっと聞いたんです。どうなんですかね、これって言ったら、ほかの県も相当最初は改革に苦勞したけれども、逆に外郭団体に行った人がちゃんと専門性のある人が行ったおかげで、その人が今度、民間企業に取られちゃうぐらいの人材に今、変わったのだと、こんなことを教えていただきました。ともおっしゃっていました。

そんな事例があるのだなとこれを見て思った次第なんですけれども、これは非常に良い成功事例だと思うんですけれども、知事がおっしゃった事例は県として確認済みの事実なのか、それとも知事個人がほかの県知事から聞いただけなのか、そこを教えてください。

吉田人事課行政改革室長

先ほどの立川委員からの御質問でございますけれども、特に他県でそういった事例があるか、具体的には現在、把握はしていないところでございます。

立川了大委員

知事がおっしゃっていることは非常に良い成功事例だと思うので、すごく有益な情報だし、有益事例だと思うんですけれども、そのあたり、課として知事にどんなことなんですか、ということを確認はしに行かないのですか。

吉田人事課行政改革室長

ただいまの立川委員からの御質問にお答えいたします。

今回の見直し方針に当たりまして、団体におきまして専門人材とかプロ人材の活用などを図っていくということを検証していくこととしておりますので、そうした他県の好事例も、今後参考にしながら団体の在り方見直しにつきましては検証を進めていきたいと考えております。

立川了大委員

知事がほかの県の知事さんに聞いたとおっしゃっているので、どの知事に聞いたのかとか、どういう人材を登用して、どんな結果が出て、その方が民間企業に取られてしまうくらいということなので、民間企業に行政というか、外郭ですばらしい結果を出して、その実績を基に民間団体のほうに取られたというか、行かれたというような事例だと思います。非常に好事例なので、知事にこんな情報があるのだったら是非教えていただくべきだと思いますので、しっかりと聞いていただきたいし、また、そんな事例を我々議員もしっかり把握したいと思いますので、この点をお願いして、時間ですので終わります。ありがとうございました。

平山尚道委員長

先ほど依頼した資料についてですが、後ほど委員全員にもいただければと思います。よろしく願います。

長池文武委員

立川委員、また元木委員の質疑を聞いていて、外郭団体のことで疑問に思うことがありましたので二、三確認したいと思います。

人的関与が強い団体があると、それが九つとおっしゃっていたのですが、人的関与というのは県のOBさんとか職員の方が5名以上でしたか、そうおっしゃっていたと思うのですが、これに対しては、ここに行きなさいという人事権が県にあるのか、逆に先ほど、どこかは知事が任命権があるとおっしゃっていましたが、トップの人を知事が認めるような構造は何となく想像がつくのですが、5名以上ということはトップだけでなく、それよりも職員さんというか、それなりの役職にいくのでしょうか、人事権というのは県があてがうというか、次はこの人みたいな、どんな状況になっているのですか。

小山人事課長

ただいま長池委員から、外郭団体の派遣であるとか県職員の再就職に関する人事権のお話を頂きました。

団体への職員の人的関与の形としましては、現役の県職員を派遣するケースと、それと県のOBが再就職という形で従事しているケースがあるかと思います。

前者の公益法人の派遣に関しましては、県で団体からの要請に基づきまして派遣の可否を決定して人事というのは行っているところでございます。

OBに関しましては、県の人材バンクということで、外郭団体からの要請に基づきまして適任者を団体に御紹介するという形を取っておるところでございます。

長池文武委員

すみません。急に質問してごめんなさい。分かる範囲で結構です。

要は、団体からの要請があるということが前提、枕詞であったと思うのですが、それで間違いないですね。次、こういう人を何人欲しいとか、どういうポストで欲しいという要請を受けて県が派遣するなり、人材バンクで紹介するなりという形で、もう一回確認で、お願いします。

小山人事課長

委員の御指摘のとおりでございまして、団体からの要請に基づいて県職員の派遣や県OBの御紹介という形を取らせていただいております。

長池文武委員

最近と言わないのですが、昔は特に国のほうの外郭団体とかいうのは天下りみたいな話で、何年か短い期間いて、たくさんの給料とか退職金をもらっているみたいな、一般市民からすると羨ましい存在だなというのを感じているのですが、今はそんな退職金をたくさんもらったり、どうなんですか。現状それなりにはもらっているのですか。

小山人事課長

ただいま長池委員から、外郭団体に再就職した県職員の退職金の支給の有無ということでの御質問であろうかと思っております。

委員お話しのとおり、再就職に当たっては県職員として培ってきたノウハウ、それは人脈なんかを地域に還元するという観点で、その有効性を認めて人材バンクを通じる形で行ってきたものでございます。

そこに関しましては、委員お話しのとおり透明性であるとか公平性、公正性を確保するという観点が不可欠であろうかと思っております。

外郭団体に再就職した県職員のOBの退職金につきましては、平成21年度から全廃するという形を取っておりますので、今現在OBに関しては退職金を再就職先でもらっているということはございません。

長池文武委員

失礼しました。もらっていないということで。我々もなかったっけ、年金なんてないもんね。それはどうでもいいのですが。

もう1点、先ほど議論の中で民間とか外部人材という話が出ました。それも団体から民間の人、若しくは外部の人で誰かを入れたいのだけどという要請があるのか、各団体で探してきているのか、民間登用の人事権的な部分はどういう感じになっているのでしょうか。

小山人事課長

各団体における人材の登用に関する御質問かと承知をいたしましたが、民間人材を登用するか県のOBなり派遣職員を求めるかというのは、飽くまでも団体からの要請に基づきますので、ここをどうするかという点につきましては、団体のほうでお考えいただいているものと認識しております。

長池文武委員

例えばいつも登用してもらって、また要請が来るわけですよね、団体から。こういうポストなり、こういう人材なりの要請が来た中に、今までは職員さん、若しくはOBさんを紹介するなりしていたと思うのですけれども、要はそこに実はこういう人材もいますよという、いわゆる県職員でない人をリストとして入れているかどうかということです。

つまり今回、どこか観光協会とか産業国際化支援機構、今二つぐらい例を、立川委員の質問の答弁の中に入れていたのですが、それはどこからの提案なり、どこから来た人なのか、どういう流れでそうなったのか。

要は見直しということで、いろんなそういった外部人材も取り入れましょうという県側の思惑がある中で紹介したのか。紹介したのですかね、どうなのですか。

吉田人事課行政改革室長

先ほど、長池委員から、民間の人材を紹介したのかどうかということで御質問を頂いております。

こちらにつきましては、我々のほうでは十分把握はできていないのですけれども、基本的には事業を進めるに当たって、団体のほうと県のほうでいろいろ話しながら人事を進めたものと認識しております。

長池文武委員

紹介はしていないけど、打合せをしてということでしょうね。こういう人を採りましょうよということで。関与はあったのでしょうか。そういうことですね。

勝手に観光協会なり、産業国際化支援機構が選んできた人を紹介されたのか。大丈夫ですか、何か変なことを聞いているような感じがしているのですが、要は今後もそうやってどんどん、こういう人がおりますよ、とかいうふうに職員さん、OBさん以外の人をどんどんテーブルに上げていくような形にしたいのか、そこが聞きたいだけであって、観光協会とか産業国際化支援機構さんがどうだったかというのはポイントではないのです。どうしていきたいか。積極的に、毎回、団体さんとそれぞれ打合せをして、こういう人、こういう人というのを挙げていく予定なのかどうかというのを聞きたいのですけれども。たまたまなのか、どんな感じなんですか。

佐藤企画総務部長

ただいまの民間人材の登用につきましては、それぞれの団体で登用されていると考えておりまして、そこに至る経緯といたしましては、一般論として県が様々な行政を進める中で、専門的な知見を持った人材がいらっしゃった場合には御紹介を差し上げる場合もあるかもしれませんが、今回例として申し上げました観光協会、あるいは地域商社の民間人材の登用につきましては、当部といたしましては具体的にどういう形で登用されたかというのは詳細までは承知しておりません。最終的にはそれぞれの団体で有用な人材であると御判断された上で登用がなされたものと考えております。

今後につきましても、先ほど申し上げたように、一般論として団体から紹介とか依頼等ございましたら、可能な限り県でもそうした思い当たるような人材があるようであれば、御紹介を差し上げて御判断いただくというようなケースもあろうかと考えているところでございます。

長池文武委員

佐藤部長から言われたら、これ以上は言いませんけれども。

県職員のOBさんがそういった県政、行政、さらには地域のことに見識の高い人材が、そういった外郭団体というのですか、いろんな権益を目的とした団体に再就職といいますか、張り付いてもらうのは、私は基本的にすごく有効だと思っております。

ですからそれ自体を否定しているのではないのですが、私が心配するのは単純に外部の人が入ったら有効な人が入る席がなくなるのも残念だなとは思ったりはしているのですが、今後、今は改革中でございますので、途中経過の上で議論があったので確認させてもらったのですが、是非成果が出るようにしていただけたらなという思いを申し上げて質問を終わりたいと思います。

浪越憲一委員

関連で、通告はしていませんでしたが、一般質問で外郭団体について御質問を差し上げました。

各委員さんがおっしゃるとおり、そのとおりだという意見もありますが、勉強不足です

ので確認させていただきたいのですけれども、先ほどスポーツ協会が出ましたけれども、あとの二つの協会もそうですけれども、財政的援助団体等監査の対象になっているのかどうか、監査委員の関係ではないので、後ほど資料を頂けたらと思います。

私が思うには、毎年監査の対象になる、若しくは県庁の所属課と同じように定期監査を受けるというわけではないと思います、その団体等が。そこも含めまして財政的援助団体等監査の対象になっているのかどうかも、監査の関係なので担当課でないと思いますが、後で結構ですので資料があれば頂けたらと思っております。

また、いろんな補助金、先ほど人的とおっしゃいましたね。人的関与も補助金も行われて様々なイベントが行われていると、そのように私は認識しておりますので、その時代時代に必要とされるように、最終は県民益、どのように反映されていくかをきちんと皆様方で考えていただきまして、今、詳細をたくさん述べていただきましたので、それを全体像と捉えて進めていただきたいと、そういう意見でございます。

1点だけ、財政的援助団体等監査になるかを後ほど教えていただければと、要望です。これで終わります。

平山尚道委員長

ほかに、質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

知事戦略局・企画総務部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、知事戦略局・企画総務部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第12号

次に、請願の審査を行います。

お手元の請願文書表を御覧ください。

それでは、請願第6号、日本政府が「日本国憲法の理念」を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐藤企画総務部長

請願第 6 号、日本政府が「日本国憲法の理念」を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める請願について、国の動向等を説明させていただきます。

令和 5 年 10 月、ハマスのパレスチナ武装勢力によるイスラエルへの攻撃によって、一般市民が犠牲となるとともに、多数の人が人質として拘束されました。

これを受けイスラエル軍は、自国及び自国民の安全確保のために、ハマスが事実上掌握するガザ地区に対して空爆や地上作戦を行い、これまで多くの人が被害を受けております。

こうした中、日本政府においては、昨年 11 月に、G 7 外相共同声明において、ガザ紛争終結のための包括的計画への強い支持を表明し、計画の確実な履行を求めました。

また、今年 1 月には、外務大臣がイスラエル・パレスチナを訪問し、ガザ支援の中核的調整拠点となる軍民調整センターへ大使ら専門家を派遣することを表明し、実効性のある支援を推進しております。

さらに、今年 2 月には、日本政府のパレスチナ関係担当大使とパレスチナ財務・計画長官との間で、パレスチナに対する供与金 41 億円の無償資金協力に関する書簡の署名・交換が行われ、早期復旧・復興に寄与することが期待されております。

日本政府においては、引き続き、外交努力を通じ関係国・関係機関と緊密に連携しつつ、人道状況の改善、復興及び統治に関する国際的な取組に積極的に関与し、長期的な地域の平和と安定の確保に向け、粘り強く取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

平山尚道委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、御意見が分かれたので、まず継続審査についてお諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第 6 号

これをもって、知事戦略局・企画総務部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（12時05分）